

○みよし市議会議員政治倫理条例

平成26年3月5日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、みよし市議会基本条例第8条（平成26年みよし市条例第1号）の規定に基づき、議会の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される議会づくりを進め、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、法令及び社会の規範のほか、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員としての品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎むこと。
- (2) 市民の疑惑や不信を招くおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (3) 市の職員（以下「職員」という。）の公正な職務の執行を妨げるような働き掛けをしないこと。
- (4) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。
- (5) 職員の人事に関し、その地位による影響力を行使するよう働き掛けをしないこと。
- (6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを授受しないものとし、議員の後援団体等に対しても同様に取扱いをせよ措置すること。

(審査の請求)

第4条 市民及び議員は、前条各号に掲げる政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連署をもって、

その代表者から、議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- (1) 市民が審査請求する場合 地方自治法第18条に定める選挙権を有する者（審査請求する時において、みよし市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の50分の1以上の者の連署
 - (2) 議員が審査請求する場合 みよし市議会の議員の定数を定める条例（平成14年三好町条例第43号）に定める議員の定数の5分の1以上の者の連署
- 2 議長は必要に応じ、審査請求の書類に不備があると認めるときは、審査請求をした代表者に対し、その補正を求めることができる。
- 3 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下する。
- (1) 第1項各号に規定する要件を満たしていないとき。
 - (2) 審査請求をした代表者が前項に規定する補正の求めに応じないとき。
 - (3) 審査請求の内容が前条各号に掲げる政治倫理基準に明らかに該当しないものであるとき。

（審査会の設置）

第5条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、みよし市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、みよし市議会委員会条例（平成21年三好町条例第45号）の規定の例により議長が指名する。
- 3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査の結果を報告したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 4 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項は、みよし市議会委員会条例の規定の例による。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（調査の依頼）

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、審査請求の案件に関する専門的知識を有するものに調査を依頼することができる。

（審査会の審査）

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、第3条各号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

2 前項の審査において、審査会は、審査の対象とされた議員に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。

3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意により公開しないことができる。

(審査結果の報告)

第8条 審査会は、前条第1項の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

(審査結果の通知)

第9条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、第4条の規定による審査請求をした代表者及び審査の対象とされた議員に対し、速やかに審査の結果を通知するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。